

## 役員行動規範

公益財団法人母子衛生研究会

公益財団法人母子衛生研究会  
役員行動規範

平成 25 年 4 月 1 日施行

(総則)

**第 1 条** この法人の役員は、この法人の設立目的や関係法令等を充分理解の上、中立・透明・公平な業務執行の確保に常に留意し、それぞれの分野における専門家として期待される自らの役割を認識し、この法人の社会的信頼の確保、維持、高揚に精励努力しなければならない。また、自らも法令及びこの行動規範の定めを遵守し、高い倫理観と社会的な良識をもって行動するものとする。

(役員の変義)

**第 2 条** この行動規範における役員とは、この法人の役員規程に定めるものをいう。

(基本的義務)

**第 3 条** 役員は、この法人での業務執行に際して法令並びにこの法人が定める定款及び諸規程を遵守し、中立性を保つ義務を負う。

(守秘義務)

**第 4 条** 役員は、この法人での業務執行上知り得た機密情報及び個人情報をも洩し、又は自己の利益の目的のために利用してはならない。役員退任後においても同様とする。

(知的財産権の保護)

**第 5 条** 役員は、特許権や著作権等の知的財産権を尊重し、外部情報の入手及び利用に際しては適切な手段でこれを行う。

2 役員は、この法人の業務上創造された知的財産権に関しては、その権利を的確に保護しなければならない。

(中立性確保義務)

**第 6 条** 役員は、特定の法人に対して優先的な取扱い又は利益を与えてはならない。

2 役員は、この法人での業務執行上、特定の利害関係者を代表した行動をとってはならず、また、特定の利害関係者に対する不当な差別的取扱いをしてはならない。

(株式等の取引に関する制限)

**第 7 条** 役員は、在任期間中において、投資判断に著しい影響を及ぼす取引先等の重要事項を知ったときは、その事実が公表されるまで、当該会社の株式等の売買を行ってはならない。ただし、相続により取得することを妨げない。

(関係者との接触に際しての禁止事項)

**第 8 条** 役員は、関係者等との間で、社会通念上の限度を超える利益や便宜の供与を受けてはならない。関係者等とは、この法人での業務執行上、直接利害関係のある発注先、委託先、その他法人・個人をいう。

(違反に対する処分)

**第 9 条** 役員にこの行動規範に違反する行為があったと認められる場合においては、監事については理事長が、理事については監事が委嘱した委員長・委員により構成される懲罰調査に係る委員会を設置して、本人からの事情聴取を行うなどの実状調査を行い、その結果を理事長に報告する。ただし、理事が対象の場合は、その結果を監事に報告する。

2 前項の調査の結果、違反の事実が明らかとなった場合には、当該役員に対し必要な措置を講ずるものとする。

(改廃)

**第10条** この行動規範の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この行動規範は、移行認定を受け登記を行った日（平成25年4月1日）から施行する。（平成24年6月26日制定）

附 則

この行動規範は、移行認定を受け登記を行った日（平成25年4月1日）から施行する。（平成25年6月24日理事会承認）